

報告第2号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和2年2月28日提出

渋川市長 高 木 勉

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて

令和元年10月18日午前9時ごろ、渋川市赤城町溝呂木168番1地先国道353号線において、市立赤城幼稚園臨時職員運転の園児バス（群馬22せ3173）が南東に向かって運行中、道路左側から進入してきた[]
[]氏が運転する軽自動車（[]
[]所有者同氏）が園児バスの左後部に接触し、双方の車両が破損したので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び市長において専決処分することができる事項の指定について（平成26年12月11日議決）により、次のとおり専決処分する。

令和2年2月14日

渋川市長 高 木 勉

1 和解の内容

当事者 甲 渋川市長 高 木 勉

乙 [] []

- (1) 甲は乙に対し、車両修理費399,828円のうち39,983円を支払う。
- (2) 乙は甲に対し、車両修理費428,868円のうち385,981円を支払う。
- (3) 甲及び乙は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

2 損害賠償額

39,983円